

市民税
県民税

特別徴収関係書類つづり

給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収について

市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、毎年格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
このたび、別紙のとおり市民税・県民税特別徴収税額を通知しますので、よろしくお願ひします。

なお、各届出書の枚数が不足する場合は、複写したもの又は宮崎市ホームページからダウンロードしたものを
お使いいただきますようお願いいたします。

宮崎市市民税課

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

電話 0985-21-1748 (直通)

FAX 0985-38-9557

【令和5年調製】

各届出書（P19～28）は、宮崎市のホームページ（<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>）からダウンロードすることもできますので、ご利用ください。

〔目 次〕

1	特別徴収事務取扱要領	1～2
2	納税義務者の異動（退職・転勤等）があった場合の届出について	3
3	一括徴収について	4
4	特別徴収への切替えについて	5
5	納税義務者・非課税者について	6
6	市民税・県民税の計算方法について	7
※	所得割の税率	8
※	税額控除	8
※	各種所得控除額	9～10
7	退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収について	11
8	退職所得に対する市民税・県民税の計算方法	12～13
※	退職所得控除早見表	14
※	異動届出書の記入例	15～17
※	退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書の記入例	18
※	異動届出書（5枚）	19～23
※	退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書（2枚）	24～25
※	特別徴収切替連絡票（2枚）	26～27
※	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	28

特別徴収とは

給与の支払を受けている人に対して賦課された市民税・県民税の年税額を、6月（6月中に支払われる給与）から翌年の5月（5月中に支払われる給与）までの12回に分け、毎月の給与の支払をする際、特別徴収義務者がその給与から差し引き、翌月の10日までにこれを納入する制度です。

特別徴収義務者の指定

地方税法第321条の4および宮崎市税条例第45条の規定により、給与の支払をする際、所得税の源泉徴収をする義務がある者を指定しています。

特別徴収義務者の義務

特別徴収義務者は地方税法第321条の5の規定により、特別徴収税額の納入の義務があります。

1 特別徴収事務取扱要領

(1) 特別徴収税額の納税義務者への通知

同封の「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）」は、当該年度の5月31日までに納税義務者に必ず交付してください。**交付の際は個人情報保護の観点から圧着したまま、ご本人へ交付してください。**

住所、氏名は賦課期日（1月1日）時点での情報を記載しています。

(2) 特別徴収税額の通知書

同封の「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定・変更通知書」は納税義務者ごとの月割額を記載していますので、毎月それに基づいて徴収してください。

また、税額の変更がある場合にも、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定・変更通知書」をお送りします。

(3) 特別徴収税額の納入について

特別徴収義務者は、特別徴収税額の通知を受けた場合、6月から翌年5月まで（通知を5月31日以降に受けた場合は、その翌月から翌年5月まで）毎月給与の支払いをする際に徴収し、翌月10日（土曜日、日曜日又は国民の祝日にあたる場合は、その翌日）までに納入することになっています。**口座振替はできませんのでご注意ください。**納入の場所、納入書の記入方法は、別冊「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収納入書つづり」をご覧ください。

eLTAX（地方税ポータルシステム）を使用して納入することもできます。詳しくは裏表紙をご確認ください。

(4) 特別徴収税額を滞納した場合

特別徴収の方法によって徴収した特別徴収税額を特別徴収義務者が納期限までに納入しなかった場合には、以下のことが発生します。

◎延滞金

納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）以内の割合（ただし、宮崎市税条例の定めにより、各年の延滞金特例基準割合等が適用される年中においてはその割合）で計算した延滞金が加算されます。

◎滞納処分等

督促状が発せられたときは、一通につき100円の督促手数料を納入していただきます。また、督促状を発した後10日を経過した日までに完納しないときは、財産差押等の滞納処分を受けることがあります。

2 納税義務者の異動（退職・転勤等）があった場合の届出について

特別徴収義務者は、特別徴収税額の通知を受けた納税義務者のうち退職、転勤、休職・長欠、死亡、支払少額・不定期、合併・解散、その他により特別徴収ができなくなった場合、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」）に納税義務者の「氏名」、「住所」、「税額」、「異動年月日」等の必要事項（P15～17を参照）を記入し、次の点に留意のうえ**異動があった月の翌月10日までに必ず提出**してください。（地方税法施行規則第9条の24）

(1) 退職等の場合

納税義務者の退職等により特別徴収できなくなり、未徴収税額（退職等により特別徴収できなくなった税額）を一括徴収（次ページ参照）できない場合は、直接、納税義務者へ納税通知書をお送りします。

また、退職金を支払った場合は、P12～14を参照し、退職所得に対する市民税・県民税が算出される場合には、特別徴収を行ってください。

(2) 転勤等の場合

納税義務者の転勤等（退職後再就職した場合も含む）による**新しい勤務先で特別徴収の継続ができる場合は、必ず新しい特別徴収義務者へ税額及び月割額等を連絡していただく**とともに、異動届出書の「1. 特別徴収継続の場合」の欄を記入してください。なお、勤務先と特別徴収義務者の所在地・名称が異なる場合がありますので、必ず新しい勤務先に確認してください。

注1 異動届出書の提出が遅れたり、提出がなかった場合には、退職・転勤した人の分が貴事業所の滞納額となるため督促状あるいは催告書等を送付することになります。また、本市の事務処理が遅れるため、届出どおりの処理ができず、納税義務者に一度に多額の税負担をかける結果にもなりますので、異動届出書は、法令どおり**異動があった月の翌月10日までに必ず提出してください。**

注2 非課税者に異動があった場合も、異動届出書を提出してください。

3 一括徴収について

一括徴収とは、退職した納税義務者（死亡退職を除く）のうち次の（1）、（2）のいずれかに該当する場合、その未徴収税額を給与または退職手当等から一度に徴収していただく方法です。

- (1) 6月1日から12月31日までの間に退職等により特別徴収できなくなった場合、納税義務者から一括徴収の申し出があり、翌年5月31日までの間にその納税義務者に支払われる給与または退職手当等の額が未徴収税額を超えるとき。
- (2) 1月1日から4月30日までの間に退職等により特別徴収できなくなった場合、その年の5月31日までの間にその納税義務者に支払われる給与または退職手当等の額が未徴収税額を超えるとき。

なお、(1) の場合は納税義務者の納付の便宜を図るために本人確認のうえできるだけ一括徴収をしていただきますようお願いいたします。また、**(2) の場合は本人の申し出の有無にかかわらず一括徴収が義務づけられています**（地方税法第321条の5第2項）。

◎ 「異動届出書」の提出

特別徴収義務者は、通常の退職等と同様「異動届出書」を作成し、異動があった月の翌月10日までに必ず提出してください。

◎ 納入方法

特別徴収義務者は、未徴収税額を給与または退職手当等から徴収し、異動があった月の翌月10日までに他の納税義務者にかかる特別徴収税額とあわせて納入書により納入してください。

なお、この納入額は納入書の「給与分（一括徴収分を含む）」の欄へ記入してください（「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収納入書つづり」の3ページをご覧ください）。

4 特別徴収への切替えについて

宮崎市で市民税・県民税が課税されている中途就職者等の方については、年度の途中からでも特別徴収に切替えることができます。本冊子 P26 の「特別徴収切替連絡票」に納税義務者の「氏名」、「生年月日」、「1月1日現在の住所」、「現在の住所」、「普通徴収切替期別」、「特別徴収開始月」等の太枠内を記入して提出してください。

「普通徴収切替期別」については、必ず納税義務者本人に確認の上記入してください。**「普通徴収切替期別」や「特別徴収開始月」等の記載が無い場合、正しく切替えることができませんので必ず記入をお願いします。**

なお、普通徴収で納期限を過ぎている税額及び期別が随時の税額については切替えることができませんのでご注意ください。

※ 普通徴収納期限

(第1期：令和5年6月30日、第2期：令和5年8月31日、第3期：令和5年10月31日、第4期：令和6年1月31日)

5 納税義務者・非課税者について

(1) 納税義務のある方

- ① 1月1日現在、宮崎市に住所を有する方
- ② 1月1日現在、宮崎市に住所を有しない方で宮崎市内に事務所・事業所または家屋敷を有する方

(2) 課税されない方

- ① 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得が1,350,000円以下の方
※ただし、②の方は退職所得につき分離課税される所得割のみ課税されます。

(3) 均等割が課税されない方（2級地適用）

前年中の合計所得金額が次の金額以下である方

$$315,000 \text{ 円} \times (\text{本人} \cdot \text{同一生計配偶者及び扶養親族の合計数}) + 289,000 \text{ 円}$$

(ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がない場合は415,000円)

(4) 所得割が課税されない方

- ① 前年中の総所得金額等が次の金額以下である方
$$350,000 \text{ 円} \times (\text{本人} \cdot \text{同一生計配偶者及び扶養親族の合計数}) + 420,000 \text{ 円}$$

(ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がない場合は450,000円)
- ② 所得控除の合計金額が総所得金額等を上回る方

6 市民税・県民税の計算方法について

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。

① 均等割額……………市民税均等割額 = ※3,500 円

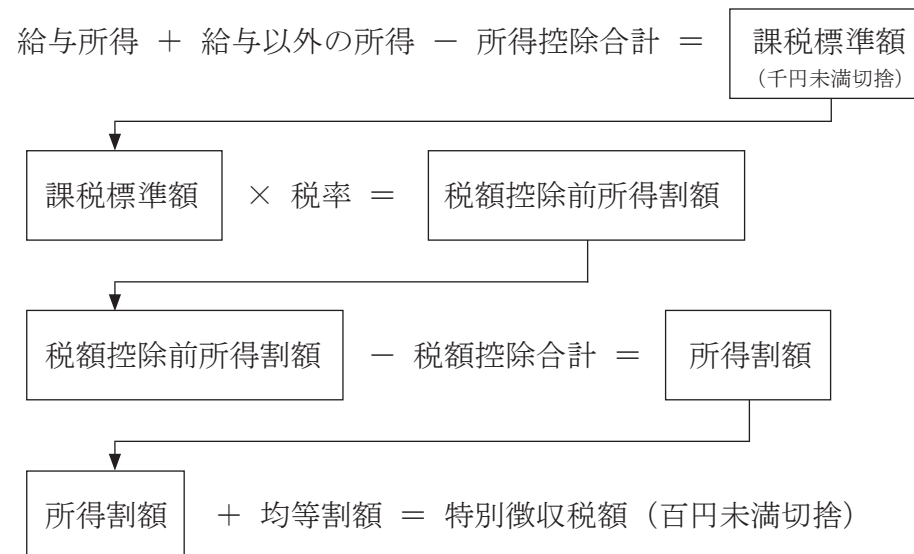
県民税均等割額 = ※2,000 円 (森林環境税を含む)

5,500 円 (年額)

※ (森林環境税) 平成 18 年度から導入された県税で、県民税均等割額が課税される方に対して、年額 500 円が課税されます。

※ 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間、市民税・県民税の均等割額がそれぞれ 500 円引き上げとなっています。

② 所得割額……………前年の所得金額に応じて課税されます。



所得割の税率

課税標準額の10%が所得割額になります。

課税標準額 × 10% (市民税 6%、県民税 4%)

※分離譲渡所得等の税率は市民税課にお問い合わせください。

税額控除

【調整控除】 ※合計所得金額が25,000,000円を超える場合は適用外となります。

◎合計課税所得金額が2,000,000円以下の方

次の①と②のいずれか小さい額の5% (市民税3%、県民税2%) に相当する金額

- ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額

◎合計課税所得金額が2,000,000円超の方 (最低控除額は2,500円)

①の金額から②の金額を控除した金額(50,000円を下回る場合は50,000円)の5% (市民税3%、県民税2%) に相当する金額

- ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額から2,000,000円を控除した金額

控除の種類		金額		
障がい者控除	普通	1万円		
	特別	10万円		
	同居特別	22万円		
寡婦控除		1万円		
ひとり親控除	本人が女性の場合	5万円		
	本人が男性の場合	1万円		
勤労学生控除		1万円		
扶養控除	一般	5万円		
	特定	18万円		
	老人	10万円		
	同居老親	13万円		
配偶者控除		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		一般	5万円	4万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
基礎控除		5万円		

【配当控除】

内国法人等から支払を受ける株式等にかかる配当所得がある場合は、次の控除率において算出した金額を税額から控除します。

なお、他の投資信託配当所得等の控除率については、市民税課にお問い合わせください。

区		分	市民税	県民税
課税所得金額	1,000万円以下の場合		1.6%	1.2%
	1,000万円を超える場合	1,000万円以下の部分の配当所得の金額	1.6%	1.2%
		1,000万円を超える部分の配当所得の金額	0.8%	0.6%

※このほかに「住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」等があります。

各種所得控除額

項目	控除額																		
雑損控除	次のいずれか多いほうの金額 ① (損害の金額－保険金等により補てんされた金額)－(総所得金額等×10%) ② (災害関連支出の金額－保険金等により補てんされた金額)－50,000円																		
医療費控除	次のいずれか多いほうの金額 ① (支払った医療費－保険金等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)または、10万円のいずれか少ない方の金額}(限度額200万円) ② (特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円(限度額 88,000円)																		
社会保険料控除	支払った額																		
小規模企業共済等掛金控除	支払った額																		
生命保険料控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">◎(平成24年1月1日以降の契約)・・・新契約</th> <th colspan="3">◎(平成23年12月31日までの契約)・・・旧契約</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料の金額</th> <th>控除額</th> <th>区分</th> <th>支払保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分生命保険料 だけ又は、個人年 金だけ、介護医療 保険だけの場合</td> <td>12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超</td> <td>支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 28,000円(限度額)</td> <td>一般分生命保険料 だけ又は、個人年 金だけの場合</td> <td>15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超</td> <td>支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 35,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table>	◎(平成24年1月1日以降の契約)・・・新契約			◎(平成23年12月31日までの契約)・・・旧契約			区分	支払保険料の金額	控除額	区分	支払保険料の金額	控除額	一般分生命保険料 だけ又は、個人年 金だけ、介護医療 保険だけの場合	12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 28,000円(限度額)	一般分生命保険料 だけ又は、個人年 金だけの場合	15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 35,000円(限度額)
	◎(平成24年1月1日以降の契約)・・・新契約			◎(平成23年12月31日までの契約)・・・旧契約															
	区分	支払保険料の金額	控除額	区分	支払保険料の金額	控除額													
一般分生命保険料 だけ又は、個人年 金だけ、介護医療 保険だけの場合	12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 28,000円(限度額)	一般分生命保険料 だけ又は、個人年 金だけの場合	15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 35,000円(限度額)														
◎新契約と旧契約の両方ある場合は、各保険ごとの控除額の合計額。※控除限度額は28,000円 (なお、旧契約だけで控除額が28,000円を超える場合は35,000円まで適用可) ※複数ある場合は各々の控除額の合計額 ※控除限度額は70,000円																			
地震保険料控除	<p>(1) 地震保険料のみ支払った場合 支払額が50,000円以下…………… (支払った保険料) ×1/2 〃 50,000円超…………… 25,000円(限度額)</p> <p>(2) 旧長期損害保険料のみ支払った場合 支払額が5,000円以下……………支払った保険料の全額 〃 5,000円超15,000円以下…………… (支払った保険料) ×1/2+2,500円 〃 15,000円超…………… 10,000円(限度額)</p> <p>(3) 地震保険料と旧長期損害保険料の両方支払った場合 (1)と(2)の式でそれぞれもとめた合計額 (控除限度額25,000円) ただし、同一契約内ではどちらか一方の控除のみ</p>																		

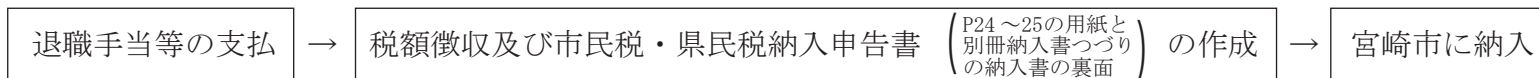
障がい者控除	障がい者		260,000円			
	特別障がい者		300,000円			
	同居特別障がい者		530,000円			
寡婦控除			260,000円			
ひとり親控除			300,000円			
勤労学生控除			260,000円			
配偶者控除	配偶者の合計所得金額		【参考】 配偶者が給与収入のみの 場合の対応する収入金額	納税義務者（扶養する人）の合計所得金額		
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	48万円以下	配偶者が 70歳未満	103万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
		配偶者が 70歳以上	103万円以下	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	103万円超 155万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	
	100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	
	105万円超 110万円以下	160万円超 166万8千円未満	260,000円	180,000円	90,000円	
	110万円超 115万円以下	166万8千円以上 175万2千円未満	210,000円	140,000円	70,000円	
	115万円超 120万円以下	175万2千円以上 183万2千円未満	160,000円	110,000円	60,000円	
	120万円超 125万円以下	183万2千円以上 190万4千円未満	110,000円	80,000円	40,000円	
	125万円超 130万円以下	190万4千円以上 197万2千円未満	60,000円	40,000円	20,000円	
	130万円超 133万円以下	197万2千円以上 201万6千円未満	30,000円	20,000円	10,000円	
	133万円超	201万6千円以上	対象外	対象外	対象外	
扶養控除	年少扶養親族(0～15歳の人) ※非課税判定、障がい者・寡婦・ひとり親控除では対象		0円			
	特定扶養親族(19～22歳の人)		450,000円			
	老人扶養親族(70歳以上の人)		380,000円			
	老人扶養親族のうち同居老親等		450,000円			
	上記以外の扶養親族(16歳以上の人)		330,000円			
基礎控除	2,400万円以下		430,000円			
	2,400万円超 2,450万円以下		290,000円			
	2,450万円超 2,500万円以下		150,000円			
	2,500万円超		0円			

※前年の12月31日(年の途中で死亡した人はその死亡日)の現況で判断します。

7 退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に対する個人の市民税・県民税は所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払いをする際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、宮崎市に納入してください。

なお、平成25年1月1日から退職所得に係る住民税の計算方法が一部変更になりました。詳しくはP12～14を参照してください。



◇納税義務者～退職手当等の支払を受ける方で、その受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在、宮崎市に住所がある方です。

◇税額～退職手当等の金額から勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引いて得た金額をもとにして所得を算出し、税額を計算してください。

◇納入の方法～市民税・県民税納入申告書（納入書の裏面）に所要事項を記載した納入書により、徴収した月の翌月10日までに、申告した税額を納めてください。

◇退職所得控除額～次の計算式によって計算した額です。

(1) 勤続年数が20年以下の場合

$400,000 \text{円} \times \text{勤続年数}$ （800,000円に満たないときは、800,000円）

(2) 勤続年数が20年を超える場合

$8,000,000 \text{円} + 700,000 \text{円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{年})$

P14の「退職所得控除早見表」を参照してください。

※ なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記(1)又は(2)の金額に1,000,000円を加算した金額が控除されます。

また、死亡により支払われる退職手当等に対しては、相続税法の規定に基づき相続税の課税対象となりますので、市民税・県民税は課税されません。

8 退職所得に対する市民税・県民税の計算方法

特別徴収すべき税額の計算方法

退職所得に係る所得割額の税額は、退職所得の金額に、税率（市町村民税は6%（地方税法第328条の3）、道府県民税は4%（同法第50条の4））を適用して計算します。

（参考）特別徴収税額計算の流れ

退職所得の金額を計算する。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等の金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times 1/2 = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array}$$

※ P14「退職所得控除早見表」参照

※ 千円未満の端数は切捨て

※ただし、勤続年数が5年以下の従業員について、控除額の残額が300万円を超える部分は1/2しない。（R4.1.1改正）

◎特定役員の場合

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等の金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array}$$

※ P14「退職所得控除早見表」参照

※ 千円未満の端数は切捨て

退職所得の金額に税率を掛ける。市民税（A）、県民税（B）が、特別徴収すべき税額となる。

退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税 6%	県民税 4%		市民税 (A)	県民税 (B)

※ それぞれ百円未満の端数は切捨て

特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもののことを言います。

役員等に該当するものは次のとおりです。

- ①法人税法第2条第15号に規定する役員 ②国会議員及び地方公共団体の議会の議員 ③国家公務員及び地方公務員

【 計算例 】 退職所得に係る所得割額の計算

勤続年数25年で退職し、14,223,632円の退職手当等を受けた場合の退職所得に係る所得割額の算出

◎ 平成25年1月1日からの場合

- 1 退職所得控除額の計算
 $8,000,000円 + 700,000円 \times (25年 - 20年) = 11,500,000円$ (所法30③Ⅱ)
- 2 退職所得の金額
 $(14,223,632円 - 11,500,000円) \times 1 / 2 = 1,361,816円 \rightarrow 1,361,000円$
(千円未満の端数は切捨て (法20の4の2①))
- 3 退職所得に係る所得割額
市民税所得割額 $1,361,000円 \times 6\% = 81,660円 \rightarrow 81,600円$
(百円未満の端数は切捨て (法20の4の2③))
県民税所得割額 $1,361,000円 \times 4\% = 54,440円 \rightarrow 54,400円$
(百円未満の端数は切捨て (法20の4の2③))

勤続年数5年で退職し、4,523,198円の特任役員退職手当等を受けた場合の退職所得に係る所得割額の算出

- 1 退職所得控除額の計算
 $400,000円 \times 5年 = 2,000,000円$ (所法30③Ⅱ)
- 2 退職所得の金額
 $4,523,198円 - 2,000,000円 = 2,523,198円 \rightarrow 2,523,000円$
(千円未満の端数は切捨て (法20の4の2①))
- 3 退職所得に係る所得割額
市民税所得割額 $2,523,000円 \times 6\% = 151,380円 \rightarrow 151,300円$
(百円未満の端数は切捨て (法20の4の2③))
県民税所得割額 $2,523,000円 \times 4\% = 100,920円 \rightarrow 100,900円$
(百円未満の端数は切捨て (法20の4の2③))

退職所得控除早見表

勤続年数	退職所得控除額 (万円)	勤続年数	退職所得控除額 (万円)
2年以下	80	23年	1,010
3年	120	24年	1,080
4年	160	25年	1,150
5年	200	26年	1,220
6年	240	27年	1,290
7年	280	28年	1,360
8年	320	29年	1,430
9年	360	30年	1,500
10年	400	31年	1,570
11年	440	32年	1,640
12年	480	33年	1,710
13年	520	34年	1,780
14年	560	35年	1,850
15年	600	36年	1,920
16年	640	37年	1,990
17年	680	38年	2,060
18年	720	39年	2,130
19年	760	40年	2,200
20年	800	41年	2,270
21年	870	42年以上	2,270万円に、勤続年数 が41年を超える1年ご とに70万円を加算した 金額
22年	940		

※ 勤続期間に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として勤続年数を計算します。

※ 退職手当等の支払を受ける者が在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合には、左表の金額に1,000,000円を加算した金額が控除額となります。

(例) 勤続年数10年の場合

$$4,000,000 \text{円} + 1,000,000 \text{円} = 5,000,000 \text{円} \cdots \text{控除額}$$

※ 控除額が退職所得額を上回った場合は、市民税・県民税は課税されませんので、納入・申告の必要はありません。

記入例

(1) 退職により普通徴収に切り替える場合

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
宮崎市長殿 令和×年10月1日提出		所在地 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号	特別徴収義務者 指定番号 1 2 3 4 5 6 7	宛名番号 3	宮崎市から送付した税額通知書の宛名番号を記入してください。						
フリガナ ミヤギキ○○ショウジ		氏名又は名称 宮崎○○商事	担連絡先 所属 総務課	氏名 △△△△	電話 0985-○○-△△△△ 内線(123)						
個人番号 又は法人番号 9876543210987		※特別徴収税額の決定・変更通知書を参照し記入									
給与所得者	フリガナ ○○○○	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏名 ○○ ○○	12,000 円	4,000 円	8,000 円	× 年 9 月 30 日	1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
	生年月日 昭和△△年 3 月 3 日	6 月 9 月	10 月 5 月	× 年 9 月 30 日	6月から退職するまでの給与から徴収した金額を記入してください。						
	個人番号 123456789012	※特別徴収税額の決定・変更通知書を参照し記入									
	受給者番号 1月1日現在の住所 宮崎市橘通東1丁目1-1 異動後の住所 宮崎市橘通東2丁目1-3	異動後の住所を記入してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払いを受けなくなった当時の住所を記入してください。									
1. 特別徴収継続の場合											
特別徴収義務者 指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称		法人番号 担当連絡先 所属 氏名 電話 内線()		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済です。							
2. 一括徴収の場合											
理由 右から番号を記入		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申出の有無に関わらず一括徴収が義務付けされています。(地方税法第321条の5第2項)		徴収予定日 月 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円					
3. 普通徴収の場合											
理由 右から番号を記入		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※注意※ 1. 退職・転勤等の異動があった場合には、この届出書を翌月10日までに提出してください。 2. 市から特別徴収税額決定通知書が送付されるまでに、該当者の異動(退職等)があった場合は、上記の給与支払報告に○印を、通知書が送付された後に異動があった場合は、上記の特別徴収に○印をしてください。							
市処理欄											
コード		転勤	一括	普通	年度	済(月・期)	開始・一括(月・期)	資料番号	処理日	処理者	点検者
								入力 点検			

宮崎市から送付した税額通知書の宛名番号を記入してください。

6月から退職するまでの給与から徴収した金額を記入してください。

異動後の住所を記入してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払いを受けなくなった当時の住所を記入してください。

右に記載されている理由より該当する番号を記入してください。

記入例

(2) 退職により残税額を一括徴収した場合

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
宮崎市長殿		〒880-8505	所在地 宮崎市橋通西1丁目1番1号	特別徴収義務者 指定番号	1 2 3 4 5 6 7						
令和×年10月1日提出		フリガナ ミヤギキ〇〇ショウジ	氏名又は名称 宮崎〇〇商事	宛名番号	3						
給与支払者 特別徴収		個人番号 又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	担連絡者 先	所属	総務課					
		個人番号の記載にあたっては、左端を空欄とし右詰めで記載		氏名	△△ △△						
				電話	0985-〇〇-△△△△ 内線(123)						
給与所得者	フリガナ	〇 〇 〇	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法			
	氏名	〇〇 〇〇									
	生年月日	昭和△△年 3月 3日									
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	※特別徴収税額の 決定・変更通知書 を参照し記入	6 月 9 月	10 月 5 月	× 年 9 月	1 右から 番号を 記入	1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	2 右から 番号を 記入		
	受給者番号								1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
1月1日 現在の住所	宮崎市橋通東1丁目1-1		12,000 円	4,000 円	8,000 円	30 日					
異動後の 住所	宮崎市橋通東2丁目1-3										
1. 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ) 新しい勤務先へは、月割額 円を 徴収し、納入するよう連絡済です。	特別徴収義務者 指定番号	新規		法人番号							
	所在地	〒		担当者連絡先 所属							
	フリガナ			氏名							
	氏名又は名称			電話	内線()						
2. 一括徴収の場合	理由	1. 異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和×年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申出の有無に 関わらず一括徴収が義務付けされています。(地方税法第321条の5第2項)		徴収予定月日	10月 1日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	8,000 円			
						左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。					
3. 普通徴収の場合	理由	1. 異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和×年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が 未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※ 注意 ※ 1. 退職・転職等の異動があった場合には、この届出書を翌月10日までに提出してください。 2. 市から特別徴収税額決定通知書が送付されるまでに、該当者の異動(退職等)があった 場合は、上記の給与支払報告に〇印を、通知書が送付された後に異動があった場合は、 上記の特別徴収に〇印をしてください。							
	市処理欄	コード	転 動	一 括	普 徴	年度	済(月・期)	開始・一括(月・期)	資料番号 入力 点検	処理日	処理者

宮崎市から送付した税額通知書の宛名番号を記入してください。

異動後の住所を記入してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払いを受けなくなった当時の住所を記入してください。

一括徴収分を納入する月を記入してください。

右に記載されている理由より該当する番号を記入してください。

記入例

(3) 転勤の場合

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書				年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度																																	
宮崎市長殿 令和×年10月1日提出		所在地 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号		特別徴収義務者 指 定 番 号 1 2 3 4 5 6 7		宛 名 番 号 3																																		
		フリガナ ミヤギキ○○ショウジ		担 連 絡 者 先 所 属 総務課																																				
		氏名又は名称 宮崎○○商事				氏 名 △△ △△																																		
		個人番号 又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		電話 0985-○○-△△△△ 内線(123)																																				
給与所得者	フリガナ ○○ ○○		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法																															
	生年月日 昭和△△年 3 月 3 日		※特別徴収税額の 決定・変更通知書 を参照し記入	6 月 月 月 月 月 月 月 月	10 月 月 月 月 月 月 月 月	× 年 年 年 年 年 年 年 年	2 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由		1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)																															
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																																							
	受給者番号																																							
	1月1日 現在の住所 宮崎市橘通東1丁目1-1																																							
異動後の 住所 宮崎市橘通東2丁目1-3		12,000 円		4,000 円	8,000 円	30 日																																		
1. 特別徴収継続の場合 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(新しい勤務先) 特別徴収義務者</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">特別徴収義務者 指 定 番 号 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8</td> <td style="text-align: center;">(新規)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">所在地 〒880-8506 宮崎市松橋1丁目1-56</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">担 当 者 連 絡 先</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">所 属 人事課</td> <td colspan="4" rowspan="3" style="text-align: center;">受給者番号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から 番号を記入 1. 必要 2. 不要</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">フリガナ △△ショウジ</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">氏 名 □□ □□</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">氏名又は名称 △△商事</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">電 話 0985-○○-△△△△ 内線(234)</td> </tr> </table>										(新しい勤務先) 特別徴収義務者	特別徴収義務者 指 定 番 号 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8		(新規)	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済です。				所在地 〒880-8506 宮崎市松橋1丁目1-56		担 当 者 連 絡 先	所 属 人事課		受給者番号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から 番号を記入 1. 必要 2. 不要				フリガナ △△ショウジ		氏 名 □□ □□		氏名又は名称 △△商事		電 話 0985-○○-△△△△ 内線(234)					
(新しい勤務先) 特別徴収義務者	特別徴収義務者 指 定 番 号 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8		(新規)	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済です。																																		
	所在地 〒880-8506 宮崎市松橋1丁目1-56		担 当 者 連 絡 先	所 属 人事課		受給者番号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から 番号を記入 1. 必要 2. 不要																																		
	フリガナ △△ショウジ			氏 名 □□ □□																																				
	氏名又は名称 △△商事			電 話 0985-○○-△△△△ 内線(234)																																				
2. 一括徴収の場合 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">理由 右から番号 を記入</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申出の有無に 関わらず一括徴収が義務付けされています。(地方税法第321条の5第2項)</td> <td style="text-align: center;">徴収予定日 月 日</td> <td style="text-align: center;">徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。</td> </tr> <tr> <td colspan="7"></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>										理由 右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申出の有無に 関わらず一括徴収が義務付けされています。(地方税法第321条の5第2項)				徴収予定日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。																							
理由 右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申出の有無に 関わらず一括徴収が義務付けされています。(地方税法第321条の5第2項)				徴収予定日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。																																	
3. 普通徴収の場合 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">理由 右から番号 を記入</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が 未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">※ 注 意 ※ 1 退職・転勤等の異動があった場合には、この届出書を翌月10日までに提出してください。 2 市から特別徴収税額決定通知書が送付されるまでに、該当者の異動(退職等)があった 場合は、上記の給与支払報告に○印を、通知書が送付された後に異動があった場合は、 上記の特別徴収に○印をしてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="9"></td> </tr> </table>										理由 右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が 未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				※ 注 意 ※ 1 退職・転勤等の異動があった場合には、この届出書を翌月10日までに提出してください。 2 市から特別徴収税額決定通知書が送付されるまでに、該当者の異動(退職等)があった 場合は、上記の給与支払報告に○印を、通知書が送付された後に異動があった場合は、 上記の特別徴収に○印をしてください。																									
理由 右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が 未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				※ 注 意 ※ 1 退職・転勤等の異動があった場合には、この届出書を翌月10日までに提出してください。 2 市から特別徴収税額決定通知書が送付されるまでに、該当者の異動(退職等)があった 場合は、上記の給与支払報告に○印を、通知書が送付された後に異動があった場合は、 上記の特別徴収に○印をしてください。																																			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">市処理欄</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">コード</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">転 勤</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">一 括</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">普 徴</th> <th>年度</th> <th>済(月・期)</th> <th>開始・一括(月・期)</th> <th>資料番号</th> <th>処理日</th> <th>処理者</th> <th>点検者</th> </tr> <tr> <th>入力 点検</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										市処理欄	コード	転 勤	一 括	普 徴	年度	済(月・期)	開始・一括(月・期)	資料番号	処理日	処理者	点検者	入力 点検																		
市処理欄	コード	転 勤	一 括	普 徴	年度	済(月・期)	開始・一括(月・期)	資料番号	処理日						処理者	点検者																								
					入力 点検																																			

特別徴収事務がスムーズに行われるように、新しい勤務先には、前もって税額と開始月をご連絡ください。新しい勤務先については、所在地・名称を正確に記入してください。

なお、勤務先と特別徴収義務者の所在地・名称が異なる場合がありますので、必ず勤務先に確認のうえ記入してください。

記入例



退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書

令和 × 年分 市民税・県民税納入申告書									
宮崎市長殿 令和 × 年 10 月 1 日提出			(特別徴収義務者) 住所又は所在地 宮崎市橘通西1丁目1番1号			指定番号 ※10桁の指定番号を記入してください。 0001234567		法人番号又は個人番号 0123456789012	
令和 × 年 月分		人員 2 人		氏名又は名称 宮崎〇〇商事		担当者氏名 〇〇 〇〇		連絡先 (0985) 21-XXXX	
退職手当等の合計支払額		16,600,000 円		下記のとおり退職手当等に係る市民税・県民税の納入について申告します。					
特別徴収額	市民税	117,600 円							
	県民税	78,400 円							
氏名	△△ △△	令和×年1月1日の住所	宮崎市 大字 古吉 5730-3			備考			
退職手当等支払金額	2,600,000 円		勤続期間	自××年×月×日 至××年×月×日 5年		市民税	36,000 円		
退職金支払日(退職年月日)	令和××年 9 月 30日		退職所得控除額	200 万円		県民税	24,000 円		
他の退職手当等支払金額	円		他の退職手当等支払者の名称	特定役員退職手当を(含む)含まない					
氏名	□□ □□	令和×年1月1日の住所	宮崎市 青島4丁目6-16			備考			
退職手当等支払金額	14,000,000 円		勤続期間	自××年×月×日 至××年×月×日 25年		市民税	81,600 円		
退職金支払日(退職年月日)	令和××年 9 月 30日		退職所得控除額	1,150 万円		県民税	54,400 円		
他の退職手当等支払金額	223,632 円		他の退職手当等支払者の名称	特定役員退職手当を(含む)含まない					
氏名		令和 年1月1日の住所	宮崎市			備考			
退職手当等支払金額	円		勤続期間	自××年×月×日 至××年×月×日 年		市民税	円		
退職金支払日(退職年月日)	令和 年 月 日		退職所得控除額	万円		県民税	円		
他の退職手当等支払金額	円		他の退職手当等支払者の名称	特定役員退職手当を(含む)含まない					
氏名		令和 年1月1日の住所	宮崎市			備考			
退職手当等支払金額	円		勤続期間	自××年×月×日 至××年×月×日 年		市民税	円		
退職金支払日(退職年月日)	年 月 日		退職所得控除額	万円		県民税	円		
他の退職手当等支払金額	円		他の退職手当等支払者の名称	特定役員退職手当を(含む)含まない					

退職手当等に係る市民税・県民税の算出方法はP11~14を、この申告内訳書の記入例はP18をご覧ください。

別の所からも退職手当等が支払われる場合は、その金額・支払者の名称を記入してください。また、備考の欄に納入予定日・金額等を記入してください。

※特定役員退職手当を含んでいるか否か、備考欄下部の該当するほうに○をしてください。※お手数ですが該当者がいる場合は、異動届出書と合わせて提出してください。

法人番号又は個人番号の記入をお願いします。

退職した年の1月1日の住所

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
----	----------------------

宮崎市長殿 令和 年 月 日提出	給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号				
		フリガナ											宛名番号				
		氏名又は名称											担 連 絡 先	所属			
		個人番号 又は法人番号														氏名	
←個人番号の記載にあたっては、左端を空欄とし右詰めで記載												電話	内線()				
給与所得者	フリガナ											異 動 の 事 由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 右から 番号を 記入 〔事由・理由〕	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	氏名																
	生年月日	年	月	日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日									
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日 現在の住所																
異動後の 住所											円	円	円	年	月	日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) 右から 番号を 記入

1. 特別徴収継続の場合

(新しい勤務先) 特別徴収義務者	特別徴収義務者 指定番号	新規										法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	
	所在地	〒										担当者連絡先	所属		_____ 月分(翌月10日納入期限分)から
	フリガナ											氏名		徴収し、納入するよう連絡済です。	
	氏名又は名称											電話		受給者番号	
												内線()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申出の有無に 関わらず一括徴収が義務付けされています。(地方税法第321条の5第2項)	月	日	

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※ 注 意 ※	1 退職・転勤等の異動があった場合には、この届出書を翌月10日までに提出してください。
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が 未徴収税額(ウ)以下であるため		2 市から特別徴収税額決定通知書が送付されるまでに、該当者の異動(退職等)があった 場合は、上記の給与支払報告に○印を、通知書が送付された後に異動があった場合は、 上記の特別徴収に○印をしてください。
		3. 死亡による退職であるため		

市処理欄	コード	転 勤	一 括	普 徴	年度	済(月・期)	開始・一括(月・期)	資料番号	処理日	処理者	点検者
							入 力				点 検

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
----	----------------------

宮崎市長殿 令和 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収義務者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号					
		フリガナ											宛名番号					
		氏名又は名称											担 連 絡 先	所属				
		個人番号 又は法人番号														氏名		
←個人番号の記載にあたっては、左端を空欄とし右詰めで記載												電話	内線()					
給与所得者	フリガナ											異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法				
	氏名																	
	生年月日	年	月	日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)											
	個人番号							月	年	月	日				1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 右から 番号を 記入 〔事由・理由〕	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) 右から 番号を 記入		
	受給者番号	※特別徴収税額の決定・変更通知書を参照し記入															月	月
	1月1日現在の住所																月	月
異動後の住所											円	円	円					

1. 特別徴収継続の場合

(新しい勤務先) 特別徴収義務者	特別徴収義務者 指定番号	新規										法人番号					新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を			
	所在地	〒										担 当 者 連 絡 先	所属					_____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済です。		
	フリガナ												氏名					受給者番号		
	氏名又は名称												電話					内線()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申出の有無に関わらず一括徴収が義務付けされています。(地方税法第321条の5第2項)										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		月	日	円										

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※ 注 意 ※	1 退職・転勤等の異動があった場合には、この届出書を翌月10日までに提出してください。 2 市から特別徴収税額決定通知書が送付されるまでに、該当者の異動(退職等)があった場合は、上記の給与支払報告に○印を、通知書が送付された後に異動があった場合は、上記の特別徴収に○印をしてください。			
----	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------	---	--	--	--

市処理欄	コード	転 勤	一 括	普 徴	年度	済(月・期)	開始・一括(月・期)	資料番号	処理日	処理者	点検者
							入 力				点 検

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
----	----------------------

宮崎市長殿 令和 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収義務者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ											宛名番号		
		氏名又は名称											担 連 絡 先	所属	
		個人番号 又は法人番号													
←個人番号の記載にあたっては、左端を空欄とし右詰めで記載												電話	内線()		

給与所得者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名							
	生年月日	年 月 日						
	個人番号							
	受給者番号							
	1月1日 現在の住所							
異動後の 住所		円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合

(新しい勤務先) 特別徴収義務者	特別徴収義務者 指定番号		新規	法人番号											新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済です。
	所在地	〒										所属			
	フリガナ											氏名			
	氏名又は名称											電話			
												担当者連絡先			
												受給者番号			
												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		
												内線()			

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申出の有無に 関わらず一括徴収が義務付けされています。(地方税法第321条の5第2項)	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
			月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が 未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※注意※ 1 退職・転勤等の異動があった場合には、この届出書を翌月10日までに提出してください。 2 市から特別徴収税額決定通知書が送付されるまでに、該当者の異動(退職等)があった 場合は、上記の給与支払報告に○印を、通知書が送付された後に異動があった場合は、 上記の特別徴収に○印をしてください。
----	---------------------------------------	---	--

市処理欄	コード	転 勤 一 括 普 徴	年度	済(月・期)	開始・一括(月・期)	資料番号	処理日	処理者	点検者
					入力 点検				

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
----	----------------------

宮崎市長殿 令和 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ											宛名番号		
		氏名又は名称											担連絡先	所属	
		個人番号 又は法人番号													
←個人番号の記載にあたっては、左端を空欄とし右詰めで記載												電話	内線()		

給与所得者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名							
	生年月日	年 月 日						
	個人番号							
	受給者番号							
	1月1日 現在の住所							
異動後の 住所								
			※特別徴収税額の 決定・変更通知書 を参照し記入	月 月	月 月	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) 右から 番号を 記入

(新しい勤務先) 特別徴収義務者	特別徴収義務者 指定番号	新規										法人番号	
	所在地	〒										担当者連絡先	
	フリガナ											所属	
	氏名又は名称											氏名	
											電話		
											受給者番号		
											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要 右から 番号を 記入	
											内線()		

理由	右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申出の有無に 関わらず一括徴収が義務付けされています。(地方税法第321条の5第2項)	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
			月 日	円

理由	右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が 未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※注意※	1 退職・転勤等の異動があった場合には、この届出書を翌月10日までに提出してください。 2 市から特別徴収税額決定通知書が送付されるまでに、該当者の異動(退職等)があった 場合は、上記の給与支払報告に○印を、通知書が送付された後に異動があった場合は、 上記の特別徴収に○印をしてください。
----	--------------	---	------	---

市処理欄	コード	転勤	一括	普徴	年度	済(月・期)	開始・一括(月・期)	資料番号	処理日	処理者	点検者
							入力 点検				

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
----	----------------------

宮崎市長殿 令和 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収義務者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号					
		フリガナ											宛名番号					
		氏名又は名称											担 連 絡 先	所属				
		個人番号 又は法人番号														氏名		
←個人番号の記載にあたっては、左端を空欄とし右詰めで記載												電話	内線()					
給与所得者	フリガナ											異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法				
	氏名																	
	生年月日	年	月	日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)											
	個人番号							月	年	月	日				1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由			
	受給者番号	※特別徴収税額の決定・変更通知書を参照し記入														月	月	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日現在の住所															月	月	
異動後の住所											円	円	円					

1. 特別徴収継続の場合

(新しい勤務先) 特別徴収義務者	特別徴収義務者 指定番号	新規										法人番号											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を											
	所在地	〒										担 当 者 連 絡 先	所属											_____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済です。										
	フリガナ												氏名											受給者番号										
	氏名又は名称												電話											内線()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要							

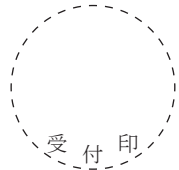
2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申出の有無に 関わらず一括徴収が義務付けされています。(地方税法第321条の5第2項)	徴収予定月日	月	日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が 未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※ 注 意 ※	1 退職・転勤等の異動があった場合には、この届出書を翌月10日までに提出してください。 2 市から特別徴収税額決定通知書が送付されるまでに、該当者の異動(退職等)があった 場合は、上記の給与支払報告に○印を、通知書が送付された後に異動があった場合は、 上記の特別徴収に○印をしてください。
----	---------------------------------------	---	------------------	---

市処理欄	コード	転 勤	一 括	普 徴	年度	済(月・期)	開始・一括(月・期)	資料番号	処理日	処理者	点検者
							入 力				点 検



退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書

令和 年分 市民税・県民税納入申告書											
宮崎市長殿				(特別徴収義務者)			指定番号		※10桁の指定番号を記入してください。		
令和 年 月 日提出				住所又は所在地			法人番号又は個人番号				
令和 年 月分		人員		人		氏名又は名称			担当者氏名 連絡先 () -		
退職手当等の合計支払額				円		下記のとおり退職手当等に係る市民税・県民税の納入について申告します。					
特別徴収税額		市民税		円							
		県民税		円							
氏名		令和 年1月1日の住所		宮崎市			備考				
退職手当等支払金額		円		勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		市民税		円	
退職金支払日(退職年月日)		令和 年 月 日		退職所得控除額		万円		県民税		円	
他の退職手当等支払金額		円		他の退職手当等支払者の名称							
氏名		令和 年1月1日の住所		宮崎市			備考				
退職手当等支払金額		円		勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		市民税		円	
退職金支払日(退職年月日)		令和 年 月 日		退職所得控除額		万円		県民税		円	
他の退職手当等支払金額		円		他の退職手当等支払者の名称							
氏名		令和 年1月1日の住所		宮崎市			備考				
退職手当等支払金額		円		勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		市民税		円	
退職金支払日(退職年月日)		令和 年 月 日		退職所得控除額		万円		県民税		円	
他の退職手当等支払金額		円		他の退職手当等支払者の名称							
氏名		令和 年1月1日の住所		宮崎市			備考				
退職手当等支払金額		円		勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		市民税		円	
退職金支払日(退職年月日)		年 月 日		退職所得控除額		万円		県民税		円	
他の退職手当等支払金額		円		他の退職手当等支払者の名称							

※特定役員退職手当分を含んでいるか否か、備考欄下部の該当するほうに○をしてください。
※お手数ですが該当者がいる場合は、異動届出書と合わせて提出してください。

退職手当等に係る市民税・県民税の算出方法はP11~14を、この申告内訳書の記入例はP18をご覧ください。



退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書

令和 年分 市民税・県民税納入申告書										
宮崎市長殿				(特別徴収義務者)			指定番号		※10桁の指定番号を記入してください。	
令和 年 月 日提出		住所又は所在地		法人番号又は個人番号						
令和 年 月分		人員		氏名又は名称		担当者氏名		連絡先 () -		
退職手当等の合計支払額		円		氏名又は名称						
特別徴収税額		市民税		円		県民税		円		
下記のとおり退職手当等に係る市民税・県民税の納入について申告します。										
氏名		令和 年1月1日の住所		宮崎市				備考		
退職手当等支払金額		円		勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		市民税 円		
退職金支払日(退職年月日)		令和 年 月 日		退職所得控除額		万円		県民税 円		
他の退職手当等支払金額		円		他の退職手当等支払者の名称				特定役員退職手当を含む・含まない		
氏名		令和 年1月1日の住所		宮崎市				備考		
退職手当等支払金額		円		勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		市民税 円		
退職金支払日(退職年月日)		令和 年 月 日		退職所得控除額		万円		県民税 円		
他の退職手当等支払金額		円		他の退職手当等支払者の名称				特定役員退職手当を含む・含まない		
氏名		令和 年1月1日の住所		宮崎市				備考		
退職手当等支払金額		円		勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		市民税 円		
退職金支払日(退職年月日)		令和 年 月 日		退職所得控除額		万円		県民税 円		
他の退職手当等支払金額		円		他の退職手当等支払者の名称				特定役員退職手当を含む・含まない		
氏名		令和 年1月1日の住所		宮崎市				備考		
退職手当等支払金額		円		勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日		市民税 円		
退職金支払日(退職年月日)		令和 年 月 日		退職所得控除額		万円		県民税 円		
他の退職手当等支払金額		円		他の退職手当等支払者の名称				特定役員退職手当を含む・含まない		

※特定役員退職手当分を含んでいるか否か、備考欄下部の該当するほうに○をしてください。
※お手数ですが該当者がいる場合は、異動届出書と合わせて提出してください。

退職手当等に係る市民税・県民税の算出方法はP11～14を、この申告内訳書の記入例はP18をご覧ください。



特別徴収切替連絡票

【注意】下記の太枠内を全て記入してください。

宮崎市長 殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 ー
		名 称 (氏名)	
令和 年 月 日提出			

特別徴収義務者 指定番号 <small>(通知書に記載してある10桁の数字)</small>	0 0	※市区町村ごとに異なります。
法人番号		
担当者氏名 TEL	()	ー (内線)

【注意事項】

- 1 貴事業所で特別徴収（給与からの差引き）に変更される方の、氏名、生年月日、住所、普通徴収切替期別、特別徴収開始月等を記入してください。
- 2 宮崎市で特別徴収できるのは、当該年度分について宮崎市で課税されている方が対象です。また、特別徴収切替後は本人へ送付した納税通知書で納付しないようにお伝えください。
- 3 普通徴収の納期限を過ぎている税額及び期別が随時の税額は、特別徴収への切替ができません。本人が収めるように必ずお伝えください。
- 4 年金所得に係る税額は給与からの特別徴収に切替えることができません。

給与所得者	フリガナ		普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏 名			
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日	特別徴収開始月	_____ 月分から特別徴収を開始します。
	受給者番号 <small>(事業所で管理する番号があれば記入)</small>			
	1月1日現在の住所	宮崎市		
現在の住所				

* 市処理欄	コ ー ド	済期	開始月	資料番号	処理日	処理者	点検者	電話連絡	税 額
					入力 点検				



特別徴収切替連絡票

【注意】下記の太枠内を全て記入してください。

宮崎市長 殿 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒	—
		名称 (氏名)		

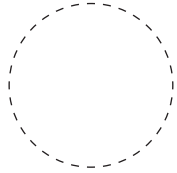
特別徴収義務者 指定番号 <small>(通知書に記載してある10桁の数字)</small>	00										
※市区町村ごとに異なります。											
法人番号											
担当者氏名 TEL	()	—	(内線)								

【注意事項】

- 1 貴事業所で特別徴収（給与からの差引き）に変更される方の、氏名、生年月日、住所、普通徴収切替期別、特別徴収開始月等を記入してください。
- 2 宮崎市で特別徴収できるのは、当該年度分について宮崎市で課税されている方が対象です。また、特別徴収切替後は本人へ送付した納税通知書で納付しないようにお伝えください。
- 3 普通徴収の納期限を過ぎている税額及び期別が随時の税額は、特別徴収への切替ができません。本人が収めるように必ずお伝えください。
- 4 年金所得に係る税額は給与からの特別徴収に切替えることができません。

給与所得者	フリガナ				普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	氏名						
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	特別徴収開始月	_____ 月分から特別徴収を開始します。
	受給者番号 <small>(事業所で管理する番号があれば記入)</small>						
	1月1日現在の住所	宮崎市					
現在の住所							

* 市処理欄	コード	済期	開始月	資料番号	処理日	処理者	点検者	電話連絡	税 額	
					入力 点検					月 月~ 合計



特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

- ※ 変更があった場合は、すみやかに提出してください。また、合併などに伴う従業員の方の異動の際には『給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書』もあわせて提出が必要です。
- ※ なお、宮崎市に法人市民税の納付義務のある事業所については別に法人設立・変更等申告書が必要となります。くわしくは、市民税課 諸税係 法人市民税担当（電話 0985-21-1742）へお問い合わせください。

	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 (住所)	特別徴収義務者指定番号
		法人番号	
		名称 (氏名)	担当者 氏名 連絡先 ☎() -

変更事由	1 名称変更 (登記簿変更 有・無) 2 組織変更 3 合併 4 所在地変更 (登記簿変更 有・無) 5 送付先変更 6 休業 7 廃止 8 その他 ()	変 更 年 月 日
事項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地		
フリガナ		
名称		
電話	() -	() -
備考		

※市処理欄	処理日	処理者	点検者	備考欄
		個人・法人		

このような場合は、以下の書類の提出をお願いします。

事 例	提 出 書 類
納税義務者が退職や転勤等をしたとき	特別徴収に係る給与所得者異動届出書（P19～23参照）
退職金を支払ったとき	退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入申告内訳書（P24～25参照）
普通徴収から特別徴収へ切替えるとき	特別徴収切替連絡票（P26～27参照）
事業所の所在地・名称等を変更したとき	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（P28参照）

eLTAXでいろいろな手続きがご利用いただけます。

- 電 子 申 告
 - ・給与支払報告
 - ・給与支払報告・特別徴収に関わる異動届
 - ・普通徴収から特別徴収への切替申請
 - ・退職所得に関わる納入申告及び特別徴収票 など
- 電 子 申 告 ・ 届 出
 - ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- 地方税共通納税(電子納税)
 - ・特別徴収に係る本税の納入
 - ・特別徴収に係る延滞金、加算金の納入

※詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/first/>

